

一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ  
<http://www.totori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ  
<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>  
発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会  
鳥取市若葉台南1-17  
TEL(0857) 52-7300 FAX 52-7311  
編集責任者 村澤幸二

## 鳥取労働局行政運営方針について

鳥取労働局では、毎年度「行政運営方針」を策定しており、2022年度は以下のとおり行政運営を行うこととしています。

### 【鳥取労働局行政運営の基本方針】

鳥取労働局は、国の総合労働行政機関として、地域の実情を踏まえ県民からの期待に応えるため、雇用機会の

確保と多様な人材の活躍支援をはじめとする各種施策の計画的、効果的な運営を行います。

### 【2022年度の最重点施策】

#### 1 雇用機会の確保と多様な人材の活躍支援

- 雇用維持と再就職支援
- 人材不足分野を中心とした人材確保支援
- 就職氷河期世代の活躍支援
- 新規学卒者等やフリーターへの就職支援
- 障害者の就労促進
- 高齢者の就労・就業機会の確保
- 外国人材受入れの環境整備
- 女性の活躍推進

#### 2 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進

- 働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者に対する支援
- 長時間労働の抑制
- 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備
- 育児休業を取得しやすい環境の整備
- 総合的なハラスメント対策の推進

## 着任のご挨拶



鳥取労働局

局長 山本浩司

鳥取県労働基準協会並びに会員の皆様、はじめまして。この4月から労働局長として着任しております山本浩司と申します。日頃より労働行政の推進に格段のご理解とお力添えを賜り、厚く感謝を申し上げます。

#### 〔「はたらく」を取り巻く環境の変化〕

コロナ禍の長期化は、労働者個人、地域の企業、社会全体としての「働き方」に大きな変化をもたらしました。具体的には、社会経済活動が低下する一方で、人手不足の業界もあります。非正規雇用の不安定さが顕在化したり、また、デジタル化の急展開は新たな働き方をもたらし仕事に必要となる能力・スキルに影響を及ぼしています。

#### 〔「雇調金」のことと今後のこと〕

雇用調整助成金を見てみましょう。急激な経済状況の悪化に伴う企業ダメージを、休業という形で「雇用維持」して頂く狙いのこの助成金。リーマンショック時のような高失業を招かず、地域雇用を支えることに大きな役割を果たしています。一方で、特例措置の長期化に伴い、デメリットも生じており、ビジネスモデル転換の遅れ、労働者のスキルやモチベーションの低下などが見受けられます。今後、雇用政策の方向性としては、過度な「雇用維持」から、「多様な人材の能力を發揮するための支援」に軸足を移していく局面にあると思います。

〔「はたらく」環境の整備のこと(働き方改革関連法の施行)〕  
時間外労働の上限規制など働き方改革関連法が順次施行されてきた中で、令和5年4月からは中小企業における月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の引き上げが控えており、引き続き、中小企業を中心とした丁寧な相談・支援及び法令の周知に努めます。  
労働基準行政は、誰もが安心して働きやすい社会にむけた「働き方改革」の実現に取り組み、地域のために貢献します。

〔安全で健康に働く環境づくり(労働災害防止に向けて)〕  
労働災害、死亡災害は本来「ゼロ」であるべきであり、今年度が最終年度となる、第13次労働災害防止推進計画において目標に掲げている「死傷者数の削減」にむけた取組を進めているところです。

最近の傾向としては、小売業、社会福祉施設を中心に、転倒や腰痛など労働者の作業行動を起因とする労働災害(いわゆる「行動災害」)が増加している点を憂慮しています。そのため、これらの業界に特化した行動災害減少のための協議会を設置し、安全衛生意識の啓発・醸成を図るなど、目標達成に向けた効果的な労働災害防止への取組を進めます。

#### 〔雇用を支える。「はたらく」を守る。〕

鳥取労働局は、労働基準、職業安定、雇用均等、人材開発といった地域の「はたらく」に関する総合行政機関としての役割と責任を持ちます。地域の産業ごとに、また、多様な人材が活躍できるよう、さまざまな行政ニーズに耳を傾けながら、労働局としての役割の果たし方を考え、そして実践していきたいと思います。

貴会並びに会員の皆様方のご発展とご健勝を心より祈念申し上げ、着任挨拶とさせて頂きます。



鳥取労働局 労働基準部  
監督課長 山埜典文

このたび、4月1日付けで監督課長を拝命いたしました山埜と申します。

鳥取県労働基準協会並びに会員の皆様方におかれましては、日頃から労働基準行政の運営に当たりまして、格別のご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

前職は広島局三次労働基準監督署で署長の職についておりました。鳥取局での勤務は初めてですが、島根局松江署に在籍していたことがあり、冬になると白く浮かび上がる大山の山容を松江から見上げていたことをよく覚えております。

既にご承知のとおり、働き方改革に関連して、時間外労働の上限規制猶予終了まであと2年弱、中小企業さまに対する月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率の引上げについてはあと1年弱となっております。また第13次労働災害防止推進計画は最終年度を迎えるました。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、気の重い時期が2年以上続いておりますが、働き方改革につきましては、引き続き、法令の趣旨・内容のわかりやすい説明、丁寧な相談対応や個別支援に努めてまいりますので会員の皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、また、労働災害の防止にも引き続きお取組みいただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会並びに会員の皆様方のご発展とご健勝を祈念申し上げ、着任のご挨拶とさせていただきます。

鳥取労働局 労働基準部  
労災補償課長 前田朱美子



4月1日付で労働基準部労災補償課長を拝命いたしました前田と申します。どうぞよろしくお願ひします。

鳥取県労働基準協会並びに会員の皆様におかれましては、日頃より、労災補償行政の運営にあたり、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年9月には脳・心臓疾患を業務による疾病として認定するまでの基準が改正され、本年4月から中小企業に職場におけるパワーハラスメントの防止対策が義務付けられました。

長引く新型コロナウイルス感染症の影響が県内の労働環境に影響を及ぼす中、同感染症にかかる労災請求、長時間労働などによる脳・心臓疾患、職場におけるハラスメントによる精神障害にかかる県民の皆様の関心が高いところです。

このような状況の中で、労災補償行政に対する県民の皆様の期待に応えるよう、迅速かつ公正な事務処理を進めて参りますので、引き続き会員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴会並びに会員の皆様の益々のご発展とご健勝を祈念いたしまして、着任のご挨拶とさせていただきます。



鳥取労働局 労働基準部  
賃金室長 片山竜次

この度、労働基準部賃金室長を拝命いたしました片山と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

賃金室は、鳥取県最低賃金審議会の事務局として、同審議会の運営、審議にかかる賃金実態の統計調査、最低賃金の決定までの事務手続きなどの業務を行っています。また、決定された最低賃金額の周知広報の業務も行っています。

最低賃金の改正は労使双方に大きな影響を与える重要な事項であるため、最低賃金審議会の円滑な運営、決定された最低賃金の積極的な周知・広報により最低賃金制度が適切に運用されるよう取り組んでまいります。

会員の皆様には、最低賃金に関する統計調査、最低賃金額の周知など最低賃金制度について、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

最後になりますが、貴会の益々のご発展と会員皆様のご健勝を祈念申し上げ、着任のご挨拶とさせていただきます。



鳥取労働局 総務部  
労働保険徴収室長 三輪哲也

この度、4月1日付で労働保険徴収室長を拝命いたしました三輪です。

鳥取県労働基準協会並びに会員の皆様方におかれましては、日頃より、労働保険行政の運営に当たりまして、格別のご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

皆様方は既にマスコミ報道等でお聞きいただいていると思いますが、この度、雇用保険法が改正され今年度は雇用保険料率が段階的に引き上げられることとなりました。具体的には、令和4年4月1日から0.5/1000、令和4年10月1日から更に4/1000が引き上げられます。引き上げの理由は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う企業の経営悪化による雇用調整助成金の申請が急増したことや失業者の急増による失業給付が大幅に増加したことから、雇用保険財源がひっ迫したことによるものです。

このように雇用保険料が2段階で引き上げられることから、今年度の労働保険年度更新の申告書算定方法が例年とは異なってきます。それは概算保険料の算定において、雇用保険料のみ賃金集計表の4月1日から9月30日分と10月1日から翌年3月31日分について別々に計算し概算保険料を算定することとなります。

厚生労働省のホームページには、労働保険年度更新の申告書作成をお手伝いするための「年度更新申告書計算支援ツール」等をアップしていますので、是非、会員事業場の皆様を始め多くの事業主の皆様にご活用いただければと思います。

最後に、会員事業場の皆様の益々のご発展とご健勝を祈念いたしまして、着任のご挨拶とさせていただきます。

# 令和4年度全国安全週間の実施について

## 1 趣旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することもなく続けられ、今年で95回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少してきたが、近年、就業人口の高齢化による高年齢労働者の労働災害や、転倒や腰痛といった、労働

者の作業行動に起因する労働災害が顕著に増加していることから、労働災害全体の件数が再び増加に転じている状況である。さらに、死亡災害も令和3年は増加に転じるなど予断を許さない状況にある。

このような状況において労働災害を減少させるためには、事業者・労働者双方が労働災害防止のための基本ルールを徹底し、またそれらを遵守・実行するための時間的・人員的に余裕を持った業務体制を構築することが重要である。そのため、令和4年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

## 安全は 急がず焦らず怠らず

## 2 期間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

## 3 主催者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

## 4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

## 5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

## 6 実施者

各事業場

## 7 主催者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にも留意する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

## 8 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にも留意する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表

明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚

- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定のほか準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

## 9 実施者が継続的に実施する事項

- (1) 安全衛生活動の推進
  - ア 安全衛生管理体制の確立
  - イ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
  - ウ 自主的な安全衛生活動の促進
  - エ リスクアセスメントの実施
  - オ その他の取組
- (2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策
  - ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
  - イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
  - ウ 建設業における労働災害防止対策
  - エ 製造業における労働災害防止対策
  - オ 林業の労働災害防止対策
- (3) 業種横断的な労働災害防止対策
  - ア 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
  - イ 転倒災害防止対策 (STOP ! 転倒災害プロジェクト)
  - ウ 交通労働災害防止対策
  - エ 熱中症予防対策 (STOP ! 熱中症 クールワーク キャンペーン)

## 令和3年の労働災害発生状況(確定)について

令和3年における休業4日以上の労働災害は577件で、対前年比1.2%の減少となりました。

令和2年より20%以上増加した業種は、多い順にその他の建設業(100.0%増)、鉄鋼・金属製品製造業(60.0%増)、食料品製造業(37.8%増)、道路貨物運送業(20.5%増)となっています。

事故の型別で見ると、「転倒」が一番多く165件(令和2年より18件増)であり、「保健衛生業」、「卸・小売業」、「食料品製造業」などの業種で多く発生しています。次いで「墜落・転落」が94件(同14件減)、「動作の反動・無理な動作」が60件(同2件減)、「はさまれ・巻き込まれ」が53件(同7件減)、「その他」が36件(同23件増)となっています。

事故の起因物で見ると多いのは、「転倒」及び「墜落・転落」では「仮設物・建築物・構築物等」、「動作の反動・無理な

動作」では特定の起因物ではなく不安定な姿勢によるものが多く、「はさまれ・巻き込まれ」では食料品、金属材料などを加工する「動力機械」、「その他」では主に新型コロナウイルス感染症関係などとなっています。

また、死亡災害は6件で昨年より2件減少となっており、業種別では「建設業」が4件と多数を占め、「鉄鋼・金属製品製造業」、「その他の事業」が各1件となっています。死亡災害を事故の型別で見ると「はさまれ・巻き込まれ」が3件、「転倒」、「交通事故(道路)」、「その他」が各1件となっています。

休業災害を減少させ、死亡災害を発生させないため、引き続き、「リスクアセスメント」、「安全見える化とつとり運動」、「エイジフレンドリーガイドライン」に示す取組など、労働災害防止活動を積極的に実施くださいますようお願いします。

## 賃金関係の調査に御協力を願いします

厚生労働省では、毎年、次の3つの賃金に関する調査を行っています。

### ① 賃金改定状況調査

総務大臣の承認を得て、毎年度の最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正等の審議に資するよう、労働者の賃金改定の状況等を把握するために実施している一般統計調査で、本年と昨年の6月分の賃金について改定状況を調査するものです。

### ② 最低賃金に関する基礎調査

総務大臣の承認を得て、毎年度の最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正等の審議に資するよう、労働者の賃金の実態等を把握するために実施している一般統計調査で、本年6月分の賃金支給状況を調査するものです。

### ③ 賃金構造基本統計調査

主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数及び経験年数別に明らかにすることを目的とし、国のもも重要な統計の一つとして法律(統計法)に基づく「基幹統計」に指定され、毎年6月(一部は前年1年間)の状況を調査しています。

調査結果は公表され、事業場における賃金決定の資料等に広く利用されています。

これら3つの調査は、個別の事業場の名称が公表されることはありません。また、その調査目的以外には使用することはありません。

調査票が届いた事業場におかれましては、御協力をお願いします。

## 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」 展開中!

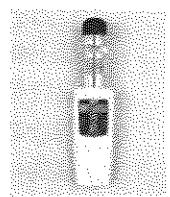
今年も厚生労働省では、5月から9月まで「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」を展開しています。

職場における熱中症により、全国で毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいる状態が続いており、鳥取県内においても発生しています。

鳥取労働局では、今年も本キャンペーン期間中、労働災害防止団体や関係省庁との連携や、労働局及び傘下の労働基準監督署の職員による個別の啓発・指導を通じて、職場における熱中症の予防対策の推進に取り組んでいきます。

熱中症対策を取るにあたっては、まず作業場の状況を把握することが不可欠です。作業場におけるWBGT値を必ず把握しましょう。また、作業者が熱中症にならないためには、作業者の水分・塩分の摂取が必須です。作業者のどの渴きに関する自覚症状の有無にかかわらず、管理者等が音頭を取って、時間を決めて水分・塩分の補給をするなど、水分・塩分を定期的に摂取できるように取り計らいましょう。

「STOP!熱中症クールワークキャンペーント」については、鳥取労働局のHPにも掲載していますのでご確認ください。



## 令和4度 各種助成金のご案内

### 【働き方改革推進支援助成金】

- 労働時間短縮・年休促進支援コース
- 勤務間インターバル導入コース
- 労働時間適正管理推進コース
- 団体推進コース

### 【両立支援等助成金】

- 出生時両立支援コース
- 介護離職防止支援コース
- 育児休業等支援コース
- 不妊治療両立支援コース
- 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース

- 新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース

### 【人材確保等支援助成金】

- テレワークコース

### 【業務改善助成金】

\*支給要件など、詳しくは厚生労働省HPをご確認ください

### 【お問い合わせ先】

鳥取労働局雇用環境・均等室

鳥取市富安2丁目89-9(鳥取労働局2階)

電話番号 0857-29-1701

# 労働保険年度更新は早めの手続きを!

労働保険の年度更新手続きの時期となりました。

令和4年度の労働保険年度更新は、6月1日(水)から7月11日(月)までの間に「令和3年度の確定保険料」及び「令和4年度の概算保険料」並びに「石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金」の申告・納付手続きが必要となりますので、申告・納付手続きをお願いします。

労働保険年度更新申告書等の関係書類は、5月末に厚生労働省から各事業主あてに発送します。

申告書は、期間中、県内各所に設ける集合受付会場、最寄りの金融機関・郵便局・鳥取労働局等で受け付けします。

◎インターネットを利用した電子申請・電子納付の利用も可能です。待ち時間を気にせず手続きできますので、ご利用ください。詳しくは、「電子政府の総合窓口(e-Gov)」(<https://www.e-gov.go.jp/>)をご覧ください。

◎労働保険年度更新に関するお問い合わせは、コール

センターをご利用ください。

開設期間は、5月30日(月)から7月22日(金)です。

受付時間：平日9時～17時

電話番号：0120-165-180(フリーダイヤル)

◎申告書の作成や納付の方法等については、「労働保険年度更新 申告書の書き方」をご参照ください。

◎法人の行う事業については法人番号の記入が必要になりますので、申告書の法人番号欄が空欄の場合は法人番号の記入をお願いします。

◎平成31年4月1日以降の一括有期事業係る地域要件は廃止になりました。

◎集合受付会場においては、事故防止のため保険料納付の取り扱いは行っておりませんので、金融機関での保険料納付をお願いいたします。

詳しくは、鳥取労働局総務部労働保険徴収室

(☎0857-29-1702)までお問い合わせください。

## 令和4年度 年度更新集合受付 開催日程

新型コロナウイルス対策で集合受付が中止になる場合があります。その場合は、改めてお知らせします。

地区	月 日	時 間	会 場
東 部	6月 7日(火)	9:00～16:00	鳥取労働局 (4階会議室)
	6月 16日(木)	9:00～16:00	" "
	6月 24日(金)	9:00～16:00	" "
	6月 27日(月)	9:00～16:00	" "
	7月 5日(火)	9:00～16:00	" "
	7月 11日(月)	9:00～16:00	" "
中 部	6月 10日(金)	10:00～15:00	倉吉地方合同庁舎 (4階第1会議室)
	6月 22日(水)	10:00～15:00	" "
	7月 4日(月)	10:00～15:00	" "
	7月 11日(月)	10:00～15:00	" "
西 部	6月 8日(水)	10:00～15:00	米子食品会館 (大ホール)
	6月 13日(月)	13:00～16:00	境港商工会議所 (展示室)
	6月 14日(火)	9:30～15:00	米子食品会館 (大ホール)
	6月 20日(月)	10:00～16:00	" "
	6月 21日(火)	10:00～14:30	日野町山村開発センター (小会議室)
	6月 30日(木)	10:00～15:00	米子食品会館 (大ホール)
	7月 11日(月)	10:00～15:00	" "

- 労働保険事務組合に労働保険関係事務を委託している事業主の場合は、労働保険事務組合を通じて申告・納付を行います。

# 東部支部だより

本年4月1日付で鳥取労働基準監督署にご着任された幹部の皆様からご挨拶をいただきました。

## 業務課長 沖 啓史 氏

この度、4月1日付けで業務課長を拝命いたしました沖と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。鳥取県労働基準協会東部支部並びに会員の皆様におかれましては、日頃より労働基準行政に格別のご理解とご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。



さて、昨今の働き方改革の推進に関連し、長時間労働の是正、過重労働による健康障害防止措置、また、労災補償関連では長時間労働等を原因とする過労死等の請求件数の増加など、労働基準行政を取り巻く環境はより厳しい状況に置かれており、日々限られた職員数で業務にあたっている状況でありますので、各職員が少しでもスムーズに業務を行えるよう、業務課として監督署全体をサポートできるよう努めてまいりたいと思います。

本年度も引き続き労働基準行政へのご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

## 第一方面主任監督官 石田 太一 氏

令和4年4月1日付けで鳥取労働基準監督署第一方面主任監督官に着任いたしました。



東部支部の皆様には日頃より労働基準行政の推進につきまして格別のご理解とご協力をいただきしておりますことに厚く御礼申し上げます。

令和時代に入ってから早4年目を迎えるところですが、日本を取り巻く社会・経済事情はコロナウイルス感染症をはじめ、令和の幕開け時には予想だにしない出来事に

## 令和4年度東部支部定期会員会議 の書面開催について

これまでの2年を超える期間の新型コロナウイルス感染状況は現在の第6波が収束しない中で第7波?との声も聞こえる状況です。第1波から波は次第に高くなっています。一方でワクチンの接種が進み、治療薬の開発についても希望のもてるニュースが聞こえるようになっています。今一度、一人ひとりが基本的な感染防止対策に取り組む必要があると思います。

この様な状況を踏まえて、令和4年度の東部支部定期会員会議は一昨年、昨年に引き続いて、書面開催することが幹事会で決定されました。5月初旬に東部支部会員の皆様に議案書と賛成・反対の表明書をお送りいたしますので、内容ご確認いただき、締切日までにご提出いただきますようご理解とご協力をお願い申し上げます。

見まわれ、今後も予断を許さない状況です。

私どもといたしましては、こうした状況下においても的確に対応しつつ、労働関係法令順守の重要性を皆様に心から認識していただき、また、労働環境の整備、充実化に向けた取り組みを実行していただけるよう労働基準行政の推進に尽力して参りたいと存じますので宜しくお願ひいたします。

## 第二方面主任監督官 下村 理仁 氏

この度、4月1日付けで鳥取労働基準監督署の第二方面主任監督官に着任しました下村と申します。どうぞよろしくお願ひ致します。



会員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の厳しい影響下において、適切な労務管理や感染防止対策にご尽力いただき心より感謝申し上げます。鳥取労働基準監督署においては昨年度から引き続き、働き方改革関連法や職場における感染防止対策の導入支援等の丁寧な説明に努めてまいります。

今後とも、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 労災課長 江谷 勇 氏

4月1日付で労災課長に着任いたしました江谷と申します。前任地は鳥取労働局総務課で、人事係長として勤務していました。



労働基準監督署での勤務は2年ぶりとなります。労働保険適用徴収業務、労災補償業務等の適正な運営に努めて参りたいと思いますので、ご協力賜りたくお願ひ申し上げます。

短文ではございますが、最後に貴支部の御発展と会員の皆様の御健勝を祈念して着任の挨拶といたします。

## 第95回全国安全週間説明会について

令和4年も、7月1日から7日まで第95回「全国安全週間」が実施されます。東部支部では例年はその準備期間である6月に「安全管理研修会」を開催していましたが、本年は、安全週間に特化した説明会を鳥取労働基準監督署のご協力をいただいて開催することとしています。

6月15日午後1時30分から若葉台南1-17の鳥取県労働基準協会会館での開催とされています。

参加は無料ですが定員を45名としています。

ホームページでもご案内していますのでご覧いただき、ぜひご参加ください。

url <http://www.totori-rouki.or.jp/>

upfile/31010203\_kakushibu\_top.html

⇒ 東部支部 ⇒ 「東部支部ニュース」

# 西部支部だより

## 着任あいさつ

米子労働基準監督署  
監督課長 上地 勝平

鳥取県労働基準協会並びに会員の皆様におかれましては、日頃より、労働基準行政の推進にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。この度4月1日付けで米子労働基準監督署監督課長を拝命いたしました上地と申します。

前任地は沖縄労働局で安全衛生業務を担当しておりました。鳥取県内での勤務は初めてであり、不慣れな部分もございますがどうぞよろしくお願ひします。

早速ですが、改正労働基準法を始めとする働き方改革関連法の施行や、今般の新型コロナウイルス感染症の影響等により、目まぐるしく労働環境に変化が起きており、会員の皆様におかれましては対応に苦慮することも多いと考えております。労働基準監督署では関係法令に基づいてあらゆる職場に立ち入り、法令順守や労働条件の確保・向上、働く上の健康・安全を担っておりますが、同時に関係法令の丁寧な説明や助成金の案内など各種支援も行っておりますので、日頃の労務管理の疑問点等がございましたらご遠慮なくご相談いただければと思います。また、職員が事業場に赴き支援することも積極的に行っておりますので、気軽にお問い合わせください。

本年度も引き続き労働基準行政に対するご理解・ご協力を賜りますようお願ひ申し上げます。



## 令和3年労働災害発生状況について

令和3年に発生した米子労働基準監督署管内における休業4日以上の死傷者数は、全産業で275人となり、前年と比べて13人、割合として4.5%の減少となりました。

主な業種別では、製造業で67人、建設業で43人、運輸交通業で31人、林業で5人、卸・小売業で35人、保健衛

生業で36人でした。

労働災害を事故の型別に分析しますと、全産業において、転倒が69人で全体の25%と最も多く、次いで墜落・転落が52人で19%、はされ・巻き込まれが30人で11%、腰痛等動作の反動・無理な動作が21人で8%、切れ・こすれが19人で7%、激突されが17人で6%、交通事故(道路)が16人で6%、飛来・落下が14人で5%、激突が10人で4%となっています。特に、転倒・墜落・転落、はされ・巻き込まれによる労働災害は多発しており、これら3種の事故の型の合計で全体の約55%を占める割合になります。

主要産業別に分析した事故の型においては、製造業では、はされ・巻き込まれが、13人で製造業全体の19%と最も多く、次いで墜落・転落が11人で16%となっております。建設業では、墜落・転落が最も多く、12人で建設業全体の28%、次いで転倒が9人で21%となっています。運輸交通業では墜落・転落が最も多く、9人で運輸交通業全体の29%、次いで転倒が6人で19%となっております。林業では飛来・落下が最も多く、2人で林業全体の40%となっています。卸・小売業では転倒が最も多く13人で卸・小売業全体の37%、次いで切れ・こすれが6人で17%となっています。清掃・ビルメンテナンス業では、墜落・転落が4人で全体の44%と最も多く、次いで動作の反動・無理な動作が2人で22%となっています。旅館・ホテル業では、転倒が最も多く、2人で全体の50%となっています。保健衛生業では、転倒が最も多く14人で、保健衛生業全体の39%、次いでその他(新型コロナウイルス感染症等)が8人で22%となっています。

通信・金融業等では、転倒と交通事故(道路)が最も多く、それぞれ2人で、それぞれ全体の33%を占めています。

全業種において、転倒や腰痛等の動作の反動・無理な動作等による労働者の作業行動を起因とする労働災害(行動災害)は多く発生しております。行動災害を防止するためには、引き続き、「STOP! 転倒災害プロジェクト」、「職場における腰痛予防対策指針」、「エイジフレンドリーガイドライン(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)」、「安全「見える化」とつとり運動」に定める取組みを、事業場の実情に応じて展開していくことが必要です。

また、製造業等のはされ・巻き込まれ災害が多発している事業場については、機械設備の安全カバーの設置

(次頁につづく)

**労働災害発生状況**  
(米子労働基準監督署管内の休業4日以上の死傷者数)

	令和3年	令和2年	増減数	増減率(%)	令和4年3月末	令和3年3月末	増減数	増減率(%)
全産業	(2)275	(4)288	-13	-4.5	52	69	-17	-24.6
製造業	67	67	0	0.0	16	15	1	6.7
建設業	(2)43	(3)45	-2	-4.4	6	8	-2	-25.0
運輸交通業	31	33	-2	-6.1	5	8	-3	-37.5
林業	5	(1)7	-2	-28.6	1	1	0	0.0
卸売・小売業	35	35	0	0.0	8	8	0	0.0
清掃業・ビルメンテナンス業	9	12	-3	-25.0	3	0	3	
旅館・ホテル業	4	6	-2	-33.3	0	0	0	
保健衛生業	36	39	-3	-7.7	5	16	-11	-68.8
通信業・金融業等	6	11	-5	-45.5	1	4	-3	-75.0
上記以外のその他の事業	33	25	8	32.0	6	8	-2	-25.0

## (前頁のつづき)

のみならず、清掃や補修作業等非定常作業のリスクアセスメント等の実施の促進を図ることが重要です。運輸交通業や清掃業・ビルメンテナンス業で多発している墜落・転落災害については、荷役作業においてトラックの荷台からの転落災害や階段等施設を移動中の災害が多発しているため、安全設備の設置や「安全「見える化」とつり運動」の取組の促進を図ることが必要です。

死亡災害については、建設現場において、後退してきたコンクリートミキサー車に轢かれることにより1人、建設現場より帰社途中に、交通事故により1人の労働者が亡くなっています、荷役運搬機械や建設機械との接触による危険を防止する為の措置の徹底や交通労働災害防止方

イドラインに基づく対策の強化が必要と思料されます。

次に、令和4年（3月末現在）の休業4日以上の死傷者数は、全産業で52人と前年同期と比べて、17人、24.6%減少し、建設業では2人、運輸交通業で3人、保健衛生業で11人と減少していますが、製造業で1人、清掃・ビルメンテナンス業で3人増加し、林業や卸・小売業では減少が見られない状況であります。事故の型別で見ると、転倒が最も多く13人で25%、次いで、墜落・転落、動作の反動・無理な動作がそれぞれ8人で、それ全体の15%となっています。

各会員事業場におかれましては、現状の安全衛生活動についてご確認いただくとともに、より一層、積極的な取り組みをお願いします。

通路上で転倒するケースが多くみられます。

次に多い「墜落・転落」については、製造業、建設業において多く発生し、階段や脚立、はしごに起因するものが多くを占めます。

職場の設備・環境の点検を定期的に実施するなどして災害防止につとめていただきますようお願いいたします。

また、上記の死傷者数には、新型コロナウイルス感染症による休業者も含まれております。

業務が原因で新型コロナウイルスに感染した場合には労災保険給付の対象となり、さらに感染経路が特定できない場合であっても、個別の事案ごとに業務との関連性を調査して労災の対象となるか否かを判断しています。

事業主の皆様におかれましては、業務によって新型コロナウイルスに感染したと考えられる労働者に対して、労災保険制度を周知していただくとともに、適宜、請求書作成等への助力をお願いします。

令和3年倉吉署管内で発生した労働災害による休業4日以上の死傷者数  
令和3年1月～12月発生状況

	令和3年	令和2年	増減率 (%)
全産業	116 (1)	110 (1)	5.5
製造業	34	20	70.0
建設業	15 (1)	17 (1)	-11.8
運輸交通業	6	4	50.0
林業	1	4	-75.0
卸・小売業	16	10	60.0
飲食店	2	2	0.0
清掃業・ビルメンテナンス業	1	2	-50.0
旅館・ホテル業	6	2	200.0
保健衛生業	23	30	-23.3
通信業・金融業等	4	5	-20.0
上記以外のその他の事業	8	14	-42.9

※（ ）内の数値は、死亡者数で内数

## 「『見える』安全活動コンクール」結果発表！

厚生労働省は、令和3年度「『見える』安全活動コンクール」を実施し、特に創意工夫が認められた安全衛生に関する事例を公表しています。

このコンクールは、企業・事業場における安全活動の活性化を図るため、労働災害防止に向けた事業場・企業の取り組み事例を募集・公開し、投票などにより優良事例を選ぶもので、今年度で11回目となります。優良事例は、厚生労働省ホームページでご覧ください。

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/concour/2021/result.html>

## 中部支部だより

### 着任あいさつ

倉吉労働基準監督署

監督・安衛課長 山田恭大

このたび、4月1日付けで監督・安衛課長を拝命いたしました山田と申します。鳥取県労働基準協会中部支部並びに会員の皆様におかれましては、日頃より労働基準行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の社会情勢においては、新型コロナウイルスは鳥取県内でも一定の感染者数が発生しており、今なお収束が見通せない状況であるほか、昨今の地政学的リスクの高まりによる原材料費の高騰をはじめとした事業環境の不確実性の高まりなど、厳しい経営環境の中でご対応される皆様のご苦労を推察いたします。

当署をいたしましても、労働条件の確保・改善、健康確保対策の推進等を図ることはもちろん、事業者の皆様の労務管理上のご疑問を少しでも解決できるよう、引き続き丁寧できめ細やかな対応に努めてまいります。

最後に、貴協会並びに会員の皆様の益々のご発展とご健勝を祈念申し上げまして、着任の挨拶とさせていただきます。



## 労働災害発生状況について

令和3年の中部地区の労働災害は、全産業で、死亡災害は1人（令和2年も1人）、休業4日以上の死傷者数は、116人（令和2年より6人、5.5%増加）となりました。

労働災害の発生件数が多い業種とその件数を順に見ていくと、保健衛生業が23人、食料品製造業が22人、卸・小売業が16人、建設業が15人となっています。

発生状況を事故の型別でみると、最も多いのが「転倒」で37人、次に多いのが「墜落・転落」と「動作の反動・無理な動作」で、それぞれ13人という状況です。

最も多い「転倒」については、全発生件数の約3割を占め、特に社会福祉施設、小売業において多く発生し、